

「国と特に密接な関係がある」公益法人 へ該当性について

当法人は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に 事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

平成 30 年 8 月 14 日

公益財団法人 J & C

[本件連絡先]

TEL : 03-6661-6151

FAX : 03-5643-6750

E-mail : info@jandc.com